

# 佐世保市アライグマ防除実施計画

令和3年4月1日

## 目 次

|   |               |   |
|---|---------------|---|
| 1 | 計画策定の背景と目的    | 1 |
| 2 | 特定外来生物の種類     | 1 |
| 3 | 防除を行う区域       | 1 |
| 4 | 防除を行う期間       | 1 |
| 5 | 現状            | 1 |
|   | (1) 生息状況      | 1 |
|   | (2) 被害状況      | 1 |
|   | (3) 捕獲状況      | 1 |
| 6 | 防除の目標         | 2 |
| 7 | 防除の方法         | 2 |
|   | (1) 捕獲区域及び期間  | 2 |
|   | (2) 捕獲方法      | 2 |
|   | (3) 捕獲体制      | 2 |
|   | (4) 捕獲に係る留意事項 | 2 |
|   | (5) 捕獲個体の処分   | 3 |
|   | (6) モニタリング    | 4 |
|   | (7) 被害発生の防止措置 | 4 |
| 8 | 合意形成          | 4 |
|   | (1) 土地所有者との調整 | 4 |
|   | (2) 施設所有者との調整 | 4 |
| 9 | 普及啓発          | 4 |

## 1 計画策定の背景と目的

アライグマは北米原産で、本来日本には生息していませんでしたが、1970年代から愛玩動物として大量に輸入され飼育され始めました。しかし、飼いきれなくなり途中で捨てられたり、逃げ出したりして野生化するケースが全国的に相次いだことにより、野生化したアライグマが農業被害や生態系被害、生活環境被害を発生させ、全国的に深刻な状況になりつつあります。

このような状況の中、平成17年6月に施行された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(以下、「外来生物法」という。)においてアライグマは、「特定外来生物」に指定され、野外へ放すことが禁止されるとともに、販売・飼育等も原則禁止され、安易な飼育や野生化に歯止めがかけられています。

近年、本市では、アライグマによる農作物被害や家屋への侵入被害が顕著化してきており、今後も生息数の増加に伴う被害拡大が懸念されます。さらには、在来の生態系への被害、狂犬病やアライグマ回虫など動物由来感染症を媒介することも危惧されます。

これらの事態を回避し、アライグマによる被害防止を目的に「外来生物法」に基づく「佐世保市アライグマ防除実施計画書」を策定するものです。

## 2 特定外来生物の種類

アライグマ（学名：プロキュオン・ロトル）

## 3 防除を行う区域

佐世保市全域（区域図参照）

## 4 防除を行う期間

令和3年4月1日から令和13年3月31日まで

## 5 現状

### (1) 生息状況（分布状況）

本市では、平成17年に初めて捕獲され、年々捕獲頭数が増加していることから生息数も増加していると予想されます。

捕獲される地域も年々拡大し、現在は市内全域で捕獲されています。

### (2) 被害状況

アライグマによる農作物被害は平成16年から発生し、被害額も年々増加傾向にあります。平成16年度は1,100千円であったのが令和元年度には3,148千円となっています。また、家屋への侵入など生活環境被害に関する相談も増加傾向にあります。

### (3) 捕獲状況

本市では、平成17年度に初めて捕獲され18頭、以降、18年度54頭、19年度64

頭と年々増加し、令和元年度には924頭と顕著に増加しています。

## 6 防除の目標

捕獲頭数、農作物被害金額ともに増加してきていることから、相当数のアライグマが生息していると予想されます。このため、完全排除は困難であると考えられます。

防除の目標としては、現在の被害を減少させていき最終的には被害を0（ゼロ）にすることとします。

## 7 防除の方法

### （1）捕獲区域及び期間

捕獲は、年間を通じて実施します。

捕獲を行う際には、地域ごとに可能な限り詳細な生息状況及び被害状況調査を行い、必要に応じて重点的な捕獲や監視体制を強化する地域（重点捕獲地域）を設定して行うこととします。

### （2）捕獲方法

アライグマの生息環境、錯誤捕獲、捕獲事故の防止、捕獲効率、捕獲事例、捕獲体制等を勘案し、「箱わな」または「エッグトラップ」による捕獲とします。わなの設置に当たりアライグマの嗜好する餌を用いて捕獲を行う場合には、他の鳥獣を誘引し、結果としてアライグマによる被害の発生の遠因を生じさせることのないよう適切に行うものとします。

### （3）捕獲体制

#### 【地区ごとの捕獲体制づくり】

捕獲に従事する者（以下、「捕獲従事者」という。）は、原則として鳥獣保護管理法による狩猟免許（わな免許）を有する者とします。

ただし、狩猟免許を有しない市担当職員、被害農家等で適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有していると認められる者（県、市町、獵友会等が実施する適切な捕獲と安全に関する知識及び技術についての講習会を受講した者）についても、捕獲従事者に含むものとします。

#### 【捕獲従事者台帳の整備】

本市から捕獲従事者に対し捕獲の内容を具体的に指示するとともに、捕獲従事者の担当地域、狩猟免許の有無等について記載した「捕獲従事者台帳」（様式1）を整備します。

#### 【捕獲の記録】

捕獲従事者は、「捕獲記録票」（様式2）を作成し、本市有害鳥獣対策室に提出するものとします。

また、提出を受けた場合は、「捕獲記録票」を基に捕獲状況等を整理するものとし

ます。

#### (4) 捕獲に係る留意事項

本市及び捕獲従事者は、捕獲を実施する際には、次の事項に十分留意することとします。

##### 【錯誤捕獲の防止】

- ・目撃情報や被害情報の分析、足跡、糞、食痕等のフィールドサインの確認、あるいは侵入経路の把握等により、箱わなの適切な設置場所を判断するものとします。
- ・箱わな設置期間中は、原則として一日一回以上の巡視を行うものとします。

##### 【事故の発生防止】

- ・事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、捕獲従事者は市が発行する「捕獲従事者証」（様式3）を携帯するものとします。
- ・わなを設置する場合は周辺の安全確保を徹底します。また、事故防止の観点から、必要に応じて設置を夜間に限定するなど地域の実情に合わせた対策を講じることとします。
- ・捕獲したアライグマの取扱いに当たっては、安全確保のため手袋を使用し、接触や糞の始末後は十分手洗いなどを行なうようにします。また、万一噛まれたり引っかかれたりした場合には、傷口を消毒するとともに必要に応じて医療機関の診察を受けるなど適切な措置を講じることとします。
- ・使用後の箱わなは消毒を行い、感染症等の防止に努めます。
- ・捕獲に使用する箱わなには、獣具ごとに、市が発行する外来生物法に基づく防除である旨を記載した標識に、捕獲従事者の住所、氏名、電話番号等の連絡先を記載し装着することとします。
- ・防除対象となる生物以外の野生鳥獣の繁殖に支障がある期間及び区域は避けるよう配慮することとします。

##### 【その他】

- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下、「鳥獣保護管理法」という。）第2条第5項に規定する狩猟期間及びその後における捕獲に当たっては、同法第55条第1項に規定する登録に基づき行なう狩猟又は狩猟期間の延長と誤解されることのないよう適切に実施することとします。
- ・鳥獣保護管理法第12条第1項第1号又は第2号で禁止又は制限された捕獲は行わないこととします。
- ・捕獲個体の個人的な持ち帰りがないものとします。

#### (5) 捕獲個体の処分

##### 【処分方法】

捕獲したアライグマは、できる限り苦痛を与えない適切な方法により殺処分することとします。

### 【殺処分後の個体処理】

殺処分後の個体については、放置せず速やかに処分します。

この場合、感染症の危険性等を勘案し、原則として焼却処分することとしますが、やむを得ず埋設する場合は、悪臭の発生や感染症など公衆衛生に配慮するとともに、野生動物による掘り返しがないよう留意するものとします。

### (6) モニタリング

生息状況、被害状況及び捕獲状況を適切にモニタリングし、捕獲の進捗状況を点検するとともに、その結果を以降の防除の実施に反映させるよう努めます。

住民や捕獲従事者から収集したアライグマの目撃・被害情報を、「目撃情報等取りまとめ表」（様式4）に記録します。

### (7) 被害発生の防止措置

自治会や農業団体等、地域ぐるみでアライグマの生態的特徴を踏まえた被害発生防止に取り組み、被害の事前回避及び軽減を図ります。

### 【被害予防措置】

- ・農作物の未収穫物、落果実等を農地に放置しない。
- ・犬や猫などペットの残り餌を放置しない。
- ・残飯を屋外に放置しない。
- ・ゴミ集積場ではゴミを出す時間を厳守し、ネットをかける。

### 【家屋等への侵入防止】

- ・人家の屋根裏、納屋、廃屋等への侵入を防ぐため、換気口や隙間を金網などでふさぐ。
- ・人家への侵入を確認した場合は、屋根裏で燻煙剤をたき、追い出した後に侵入箇所をふさぐようにする。

### 【関係法令の遵守】

- ・防除の実施にあたっては関係法令を遵守するものとする。

## 8 合意形成

防除に当たっては、防除を行う地域の住民、土地所有者、施設管理者等との調整、合意形成に努めます。

### (1) 土地所有者との調整

防除を行う地域の土地所有者に対して、防除実施内容に係る連絡を行います。なお、説明を求められた場合には直接説明し理解を得るよう努めます。

### (2) 施設管理者との調整

防除を行う地域に存する河川、水路、道路、緑地等の管理者に対しては、防除内容に係る連絡を行います。なお、説明を求められた場合には直接説明し理解を得る

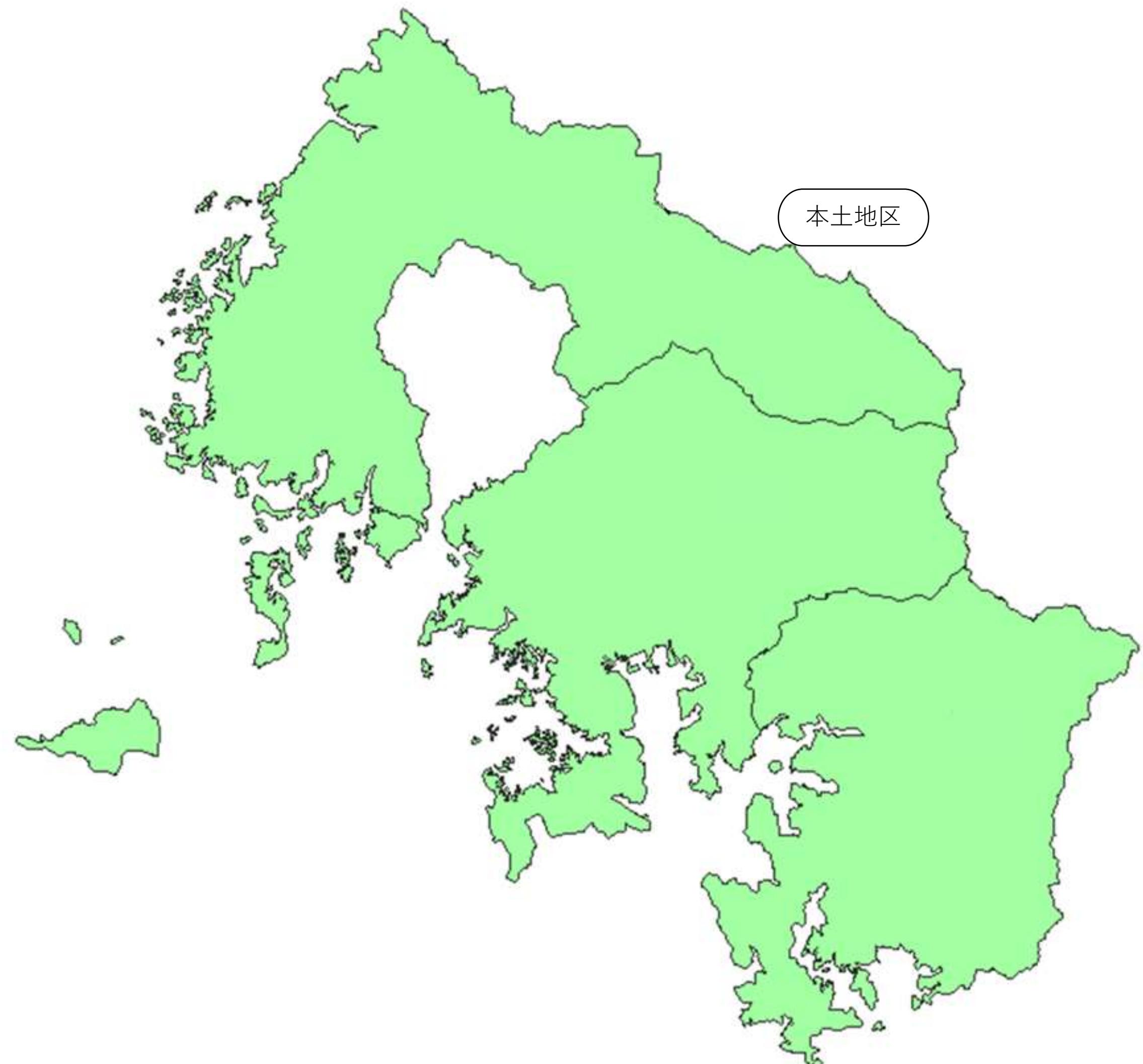
よう努めます。

## 9 普及啓発

防除の目的や防除内容を地域住民に知らせるため、広報誌やホームページへの記載を行うなど普及啓発に努めるとともに、目撃等の幅広い情報提供を求めるものとします。

なお、捕獲従事者以外の者がアライグマを捕獲しないよう、地域住民等への周知を図るものとします。

# 佐世保市アライグマ防除計画区域図



宇久地区

本土地区